

生徒心得

生徒は本校の教育目標をめざし意義のある豊かな学校生活を送るよう努力しなければならない。学校生活は集団の場であり、望ましい集団生活を築くには各自が自主的に規律ある生活を送ることが必要である。生徒心得のもと、学校が示す様々な規則を遵守しよき校風の確立に努めること。

1 授業について

- (1) 勉学をすることは学校生活の基本である。毎日の授業が充実したものになるよう予習復習に努めること。
- (2) 静かなよい環境で勉学できるよう授業中は言動に気をつけ、他の生徒の迷惑にならぬよう気をつけること。
- (3) SHR（8時35分）までに登校し、余裕を持って授業に臨むこと。遅刻はしてはならない。
- (4) 始業チャイム前に席につき、授業の準備をすること。15分以上の遅刻・早退は欠課とする。
- (5) 授業時には必ず所定の席につき、みだりに席を替わったり立ったりしないこと。
- (6) 欠席又は遅刻をする場合は始業前に必ず学校に連絡をすること。
- (7) 欠席・欠課・公欠・忌引・出席停止は指定用紙に理由を記入して必ず事前に手続きをすること。（やむを得ない場合は事後でもよい）
病気で1週間以上欠席する場合は医師の診断書を添付し、長期に渡る場合は長期欠席届を提出すること。
- (8) 教室は清潔に保つこと。ゴミは分別し、机上や壁には落書きをしてはならない。机の中や教室内に私物を放置しない。教科書・ノート等の教材は毎日持って帰ること。
- (9) 日直又は講座の代表は、授業前の黒板が美しく払拭されているかどうか点検しておくこと。
- (10) 教室の座席は縦6列とし、縦・横を常に整頓すること。

2 考査受験に関する注意事項

- (1) 15分以上遅刻した場合は受験できない。
- (2) 解答ができた場合でも途中退室はできない。
- (3) 不正行為は絶対にしてはならない。不正行為があった場合は当該科目を0点とし、特別指導の対象とする。
- (4) 考査場では静粛にし、監督の先生の指示に従うこと。
- (5) 問題に不明瞭な箇所があったときは、静かに手を上げて質問すること。
- (6) 下敷及び筆箱は使用してはならない。また、物品の貸借をしてはならない。なお、やむを得ず下敷を使用する場合は、監督の先生の許可を得ること。
- (7) 机は縦6列に整列させ、座席は名列順に着席すること。
- (8) 必要な筆記用具は筆箱から出して机の上に置き、他の持ち物は教室の前後に置いて、机の中は空にしておくこと。（考査の前日までには机の中の持ち物を持ち帰ること）
- (9) スマートフォン等通信機器の電源を切り、カバンの中に入れておくこと。身につけていた場合は不正行為と同等とみなし、特別指導の対象とする。
- (10) 考査時間割が発表されてから成績処理終了までの期間中、生徒は許可なく準備室等へ入室することを禁止する。

3 対人関係について

- (1) お互いの人格を尊重し、礼儀をわきまえて好ましい友人関係をつくるよう努めること。
- (2) 相手の人格特質を尊重し健全な関係でなくてはならない。
- (3) 物品・金銭の貸借は友人関係阻害の原因となりやすいからしないこと。
- (4) 登下校や休み時間等、お互いに気持ちよく学校生活を送るため、挨拶を心掛けること。
- (5) 暴力、いじめは絶対にしてはいけない。
- (6) 正しく明瞭で、相手を敬う言葉遣いをする事。
- (7) 廊下を走ったり、大きな声を出したりして、他人に迷惑をかけないこと。校長室・事務室等来客が多い付近では、特に気をつけること。

4 校舎校具等について

- (1) 校舎・設備・校具等はすべて公共物なので大切に扱うこと。
- (2) 常に美化整頓に努め、美しい学習環境をつくること。当番は責任をもって清掃を行い、戸締りを確実にしてから担当の先生に報告すること。
- (3) 非常階段は非常の場合以外利用しないこと。また屋上も許可なく利用しないこと。
- (4) 校舎・校具を破損した場合は直ちに担任又は顧問をとおして生徒指導部に届けること。原則として弁償するものとする。
- (5) 校内で火気爆発物その他危険なものを所持したり使用したりしてはならない。
- (6) 学校の施設設備等は休業日も含め、教員の付添いなしに利用することはできない。

5 登下校通学について

- (1) 始業に遅れないように登校し、登校後は放課後まで校外に出ないこと。やむを得ず外出する場合は、担任より外出許可証を発行してもらうこと。
- (2) 登下校には交通事故に注意すること。自転車の二人乗りや傘さし運転、スマートフォン等を操作したり、イヤホン・ヘッドホンをつけたりしての運転、並走などは絶対にしないこと。
- (3) 自転車通学は届け出制とし、生徒指導部に連絡の上、所定の手続きをすること。学校指定のステッカーの貼っていない自転車の校内乗り入れは禁止する。他の生徒の自転車無断使用は絶対にしてはならない。また、正規の自転車置場以外での駐輪は、様々な支障をきたすので絶対に行わないこと。
- (4) 帰宅時間が遅くなった場合は、できるだけ複数で下校すること。

6 身だしなみ・所持品について

- (1) 制服については別途服装についての規定を定める。
- (2) 身だしなみについて、染髪・パーマ・エクステンション等の頭髪加工や華美な髪型、化粧はしてはならない。ヘアアイロン等による髪の色落ちも、染髪と同じ指導対象とする。また、指輪・ピアス・ネックレスなどの装身具も身につけないこと。
- (3) 校舎内では指定の上ばきを使用し、体育館では体育館シューズを使用する。
- (4) 生徒証は常に所持し、いつでも提示できるようにする。
- (5) 所持品には必ず学年・組・氏名を明記し、紛失しないように各自心掛けること。また、学校生活に不要な物（娯楽雑誌、遊戯玩具等）や高価なものは持ち込んではならない。
- (6) 学校で許可したもの以外のスマートフォン等通信機器の校内での使用はSHR前と放課後に限定し、使用禁止の時間帯は電源を切ること。職員室、教科の準備室・講義室、特別教室、図書館等での使用は原則禁止する。使用禁止の時間帯及び禁止場所で、スマートフォン等を手に持っている、音が鳴る、バイブレーターが震える等があった場合は、特別指導の対象とする。
- (7) 体育の授業等で貴重品を身辺から離さなければならないときは、必ず教科担当に預ける、コインロッカーを利用する等、盗難の防止に努めること。部活動時も同様である。
- (8) 校内で金銭・物品を紛失あるいは拾得したときは速やかに生徒指導部に届ける。
- (9) 納入すべき金銭を持参したときは登校後できるだけ早く納入する。

7 校外生活等について

- (1) 外泊や旅行は必ず保護者の許可を受けること。また、外出するときは行き先・目的・帰宅時刻等を家人に知らせ、夜間外出はなるべく避けるよう努めること。
- (2) JR割引乗車証は申請書に所要事項を記入し担任及び生徒指導部の許可印を受けてから事務室へ申請すること。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。ただし、事情によって、保護者の同意を受け、許可願いを提出すれば許可する場合がある。
- (4) 飲酒・喫煙（電子たばこを含む）・薬物乱用・暴力・賭事・窃盗（万引き）等法律に違反する行為は絶対にしてはならない。万一行った場合は特別指導の対象とする。
- (5) 学校生活に相応しくない場所（パチンコ店・麻雀店・風俗店・競場等）には立ち入ってはならない。万一違反した場合は特別指導の対象とする。

- (6) 諸団体に加盟・参加・出場を望むものは保護者の書面をもって生徒指導部を経て校長の許可を得ること。
- (7) 学校内外を問わずホームルーム、部活動等で行事を企画する場合は、担任又は顧問の許可を得て、生徒指導部を経て校長の承認を受けること。
- (8) 校外においても本校生徒としての自覚と誇りをもって、社会生活のルールを守り、礼儀正しい行動をとること。

8 個人情報の取扱い等について

- (1) インターネット・SNS等の使用に関しては細心の注意を払い、みだりに個人情報を公開したり、不用意な書き込み等を行わないこと。
- (2) 校内では、校長の許可なくチケットや物品等の販売、金銭の徴収、カンパ、勧誘等をしてはならない。

服装について

制服は右に示す制服とし、登下校・校外活動の際には、必ず着用のこと。

1 冬服装（10月～5月）

男子は指定のブレザー、スラックス、ニットシャツ、ネクタイを着用のこと。

女子は指定のブレザー、スカート又はスラックス、ニットシャツ、ネクタイを着用のこと。

寒冷時、ブレザーの下に指定のセーター・ベストを着用してもよい。コート類を着用する場合は、華美・高価でないものとし、ブレザーの上から着用すること。

2 夏服装（6月～9月）

男子は指定のスラックス、ニットシャツ（長袖・半袖どちらでも可）を着用のこと。

女子は指定のスカート又はスラックス、ニットシャツ（長袖・半袖どちらでも可）を着用のこと。

3 移行期間

5月下旬～6月上旬、9月下旬～10月上旬を移行期間の基準とする。

4 靴下

靴下（ソックス・ハイソックス）は白及び黒・紺色を基準として華美な色・デザインは認めない。

5 履物

通学には、靴を用いること。サンダル等で通学しないこと。

6 上履き等

校舎内では、指定の上履きを使用し、氏名を明記すること。

体育館では、指定の体育館シューズを使用し、氏名を明記すること。

7 その他

(1) シャツは必ずズボン・スカートの中に入れること。

(2) ネクタイは第1ボタンが見えないところまで、きっちりと締めること。

(3) スカートは購入時の膝丈のもの、ズボンは購入時の丈、幅のものをきちんとウエストでかくこと。いずれも変形することは認めない。



- (4) 体育服装は体育の授業及び特別の指示がある場合に限る。
- (5) 異装の必要がある場合は生徒指導部の許可を得ること。

バイク等について

- 1 本校在学中バイク・自動車の運転免許証を取得してはならない。
- 2 すでに運転免許証を取得している生徒は、入学後直ちに申し出なければならない。免許証は本人在学中校長が預かり、保管するものとする。
- 3 バイク・自動車の運転及び高校生の運転する車両への同乗は在家庭時も含め禁止する。
- 4 進路上やむを得ず免許を取得する必要がある者は、3年の2月以降、事前に許可を得ること。ただし免許証を取得しても、2に従うものとする。
- 5 上記の項目に違反した者は、特別指導の対象とする。

掲示等について

- 1 掲示をする場合、あらかじめ関係の先生の承認を得て生徒指導部の許可を受けること。
- 2 掲示用紙には生徒指導部の承認印が必要である。
- 3 原則として掲示期間は1週間以内とする。期間の過ぎたものは責任者で撤去する。
- 4 掲示場所は掲示板等許可された場所とし掲示枚数は許可された枚数とする。
- 5 掲示内容は事実に基づかないものや、人権をおかす恐れのあるものではない。
- 6 この規定は印刷物配布についても準用する。